

三面地域まちづくり協議会規約

平成24年3月8日制定

平成27年4月16日改正

平成29年11月11日改正

(目的)

第1条 本会は、三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、三面地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地「村上市朝日支所」内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、三面地域に居住する人及び三面地域で事業を実施する個人若しくは法人又は三面地域で活動する各種団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。

4 理事は、本会の円滑な運営に努める。

5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会の構成員の中から集落区長が選出する。

2 代議員は、総会において役員会が提案した議題を審議し議決する。

3 代議員の定数は、別表に定めるとおりとする。

4 代議員任期は2年とし、再任は妨げない。

5 代議員の中に欠員が生じた場合、補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 役員は代議員になることができない。

(顧問)

第10条 本会は、識者、アドバイザーなどによる顧問を必要に応じて置くことができる。

2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 評議委員会
- (4) 専門部会
- (5) 特別部会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、

代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長、事務局長、理事、監事及び顧問の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数（評決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議委員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、本会を構成する集落区長及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第16条 本会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、役員会において理事の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(特別部会)

第17条 本会に特別部会を設置することができる。

- 2 特別部会は役員会の承認により設置し、特定事項の解決のための事業を行う。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、出資金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をする事ができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において総会出席者の2分の1以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管

理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月8日から施行する。

この規約は、平成27年4月16日から施行する。

この規約は、平成29年11月11日から施行する。

別表（第9条関係）

集落名	代議員数
岩崩	2人
荃太	2人
千縄	2人
新屋	5人
中新保	1人
堀野	1人
石住	2人
上中島	2人
布部	8人
猿田	0人